

名張市談合情報対応マニュアル

平成16年3月8日制定

平成21年3月25日全部改正

平成21年7月1日改正

平成22年6月1日改正

平成28年4月1日改正

令和6年4月1日改正

第1条 一般通則

1 情報の確認、調書の作成

各室において、入札に付そうとする工事等について入札談合に関する情報を得た場合には、速やかに「談合情報聴き取り書兼報告書（様式第1号）」（以下「報告書」という。）により名張市入札審査委員会（以下「委員会」という。）の事務局（総務部契約検査室）へ通報するものとする。

情報提供者が報道機関である場合には、報道活動に支障のない範囲で情報の出所を明らかにするよう要請するものとする。なお、新聞等の報道により入札談合に関する情報を把握した場合にも、委員会の事務局へ通報するものとする。

2 報告

事務局は、前項により入札談合に関する情報の通報を受けた場合又は把握した場合には、情報の内容を報告書にまとめ、速やかに委員長へ報告するものとする。

3 委員会の開催及び審議

委員長は、前項により事務局から報告を受けたときは、その内容により委員会の開催の要否及び時期について検討し、必要に応じて委員会を開催し、当該情報の信憑性及び第3条に定める具体的な手続きをとることの適否を審議するものとする。

4 関係機関への通報等

（1）公正取引委員会

委員会の審議を経て第3条の手続きによることとした情報（以下「談合情報」という。）で、談合の事実があったと認められる証拠を得た場合については、手続きの各段階において公正取引委員会へ通報するものとする。また、談合の事実があったとまでは認められないが疑いがある場合又は談合の事実があったと確認できない場合は、情報入手、事情聴取から入札等に至る一連の手続き等が終了した後に、公正取引委員会に報告するものとする。

（2）名張警察署

談合情報の内容が刑法（明治40年4月24日法律第45号）第96条の3第2項に

よる刑法上の談合罪にあたる場合又は談合の事実があったと認められる証拠を得た場合は、名張警察署に通報するものとする。また、談合の事実があったとまでは認められないが疑いがある場合又は談合の事実があったと確認できない場合は、情報入手、事情聴取から入札等に至る一連の手続き等が終了した後に、名張警察署に報告するものとする。

5 報道機関への対応

報道機関から入札談合に関する情報について説明等を求められた場合は、原則として、事務局が対応するものとする。

第2条 談合情報の適用

1 入札談合に関する情報で次項又は第3項のいずれかに該当する場合には、談合情報として取り扱うものとする。なお、複数の入札談合に関する情報の提供を受けた場合は、個々の情報として取り扱うものとする。

2 入札執行前の情報

(1) 次のすべての項目に該当する場合

- ①当該情報の提供者の氏名及び連絡先が明らかである。
- ②対象工事等の名称及び落札予定業者名が明らかである。

(2) 当該情報の提供者は匿名であるが、次のすべての項目に該当する場合

- ①対象工事等の名称が明らかである。
- ②落札予定業者名が明らかである。
- ③談合に参加した当事者以外には知り得ない次のいずれかの情報が明らかである。
 - ア. 談合に関与した具体的な業者又は人物名
 - イ. 談合が行われた日時・場所
 - ウ. 談合のルールや談合の方法
 - エ. 落札予定価格（率）
 - オ. その他談合に参加した当事者以外に知り得ない具体的な情報

3 入札執行後における情報で次のいずれかの項目に該当する場合

- ①談合がなされたことを示す具体的物証があるとき。
- ②情報提供者の氏名及び連絡先が明らかであり、かつ、談合に参加した当事者以外に知り得ない具体的な情報があるとき。

第3条 具体的対応

1 第2条第2項第1号に該当する場合の対応

(1) 事情聴取

入札に参加しようとする者（以下「入札参加者」という。）全員に対して事情聴取を行なうものとする。事情聴取は、入札日までの日において行なうか、又は入札を延期した上で行なうものとする。併せて、入札参加者全員に対し、工事費内訳書を提出するよう要請するものとする。また、事情聴取結果及び工事費内訳書の審査結果については、委員会に報告するものとする。

(2) 談合の事実があったと認められる証拠を得た場合の対応

事情聴取及び工事費内訳書の審査の結果、明らかに談合の事実があったと認められる証拠を得た場合には、入札を取り止めるものとする。この場合、当該入札参加者を排除する旨の要件を加えた上で、再度、入札の公告を行うものとする。

(3) 談合の事実があったと確認できない場合の対応

①事情聴取及び工事費内訳書の審査の結果、談合の事実があったと確認できない場合は、入札参加者全員から誓約書を提出させた上で、入札を執行するものとする。また、入札執行の結果については、委員会に報告するものとする。

②入札執行の結果、談合情報と異なる業者が落札した場合には、落札者と契約するものとする。

③入札執行の結果、談合情報どおりの業者が落札した場合

ア. 談合の事実があったと必ずしも認められない場合には、落札者と契約するものとする。

イ. 談合情報での「落札予定価格」が入札の結果と一致、又は入札額の±0.5%以内にある場合は入札を無効とする。

ウ. 談合情報での「落札予定価格」に幅がある場合は、入札額がこの幅の中にあり、かつ、入札額の±0.5%以内にこの幅がある場合は入札を無効とする。

エ. 上記イ、ウに該当する場合は、原則として、入札参加資格要件を再検討した上で、あらためて入札の公告を行うものとする。

2 第2条第2項第2号に該当する場合の対応

(1) 入札の執行

委員会を招集することなく、当該情報の信憑性の有無に関わらず、入札を執行するものとする。この場合、入札を執行する際に、「入札前に談合情報があり、入札の結果、提供された情報どおりであった場合には、落札決定を保留し、調査を実施する。」旨を入札参加者全員に対して説明するものとする。

(2) 談合情報どおりの業者が落札した場合

入札参加者全員に対して「落札決定を保留し、マニュアルに基づく調査を実施し、事情聴取を行う。」旨を通知するものとする。また、事情聴取結果については、委員会に報告するものとする。

①談合の事実があったと認められる証拠を得た場合の対応

事情聴取の結果、明らかに談合の事実があったと認められる証拠を得た場合には、入札を無効とする。この場合、当該入札参加者を排除する旨の要件を加えた上で、再度、入札の公告を行うものとする。

②談合の事実があったとまでは認められないが疑いがある場合の対応

ア．談合情報での「落札予定価格」が入札の結果と一致、又は入札額の±0.5%以内にある場合は入札を無効とする。

イ．談合情報での「落札予定価格」に幅がある場合は、入札額がこの幅の中にあり、かつ、入札額の±0.5%以内にこの幅がある場合は入札を無効とする。

ウ．上記ア、イに該当する場合は、原則として、入札参加資格要件を再検討した上で、あらためて入札の公告を行うものとする。

③談合の事実があったと確認できない場合の対応

事情聴取の結果、談合の事実があったと確認できない場合には、入札参加者全員から誓約書を提出させた上で、落札者を決定するものとする。

(3) 談合情報と異なる業者が落札した場合は、落札者と契約するものとする。

3 第2条第3項に該当する場合の対応

(1) 入札執行後において談合に関する情報があった場合には、委員会を招集し、落札者、落札金額等の入札結果を既に公表していることに留意しつつ、以下の手続によるものとする。

(2) 契約締結前の場合

①事情聴取

委員会において、談合情報が調査の必要がある情報と判断された場合は、落札者に契約を保留する旨を通知し、入札参加者全員に対して速やかに事情聴取を行なう。なお、聴取結果については、委員会に報告するものとする。

②談合の事実があったと認められる証拠を得た場合の対応

事情聴取の結果、明らかに談合の事実があったと認められる証拠を得た場合には、入札を無効とし、落札決定を取り消すものとする。この場合、当該入札参加者を排除する旨の要件を加えた上で、再度、入札の公告を行うものとする。

③談合の事実があったと確認できない場合の対応

事情聴取の結果、談合の事実があったと確認できない場合には、入札参加者全員から誓約書を提出させた上で、落札者と契約を締結するものとする。

④委員会において、談合情報が調査の必要がない情報であると判断した場合は、落札者と契約を締結するものとする。

(3) 契約締結後の場合

①事情聴取

委員会において、談合情報が調査の必要がある情報と判断された場合は、入札参加者全員に対して速やかに事情聴取を行なう。なお、聴取結果については、委員会に報告するものとする。

②談合の事実があったと認められる証拠を得た場合の対応

事情聴取の結果、明らかに談合の事実があったと認められる証拠を得た場合には、着工された工事の進捗状況等を考慮し、委員会において契約を解除するか否かを判断するものとする。

③談合の事実があったと確認できない場合の対応

事情聴取の結果、談合の事実があったと確認できない場合には、入札参加者全員から誓約書を提出させた上で、契約を継続するものとする。

④委員会において、談合情報が調査の必要がない情報であると判断した場合は、契約を継続するものとする。

第4条 個別手続の手順等

前3条に定めるもののうち通報、事情聴取等の手続きにおいては、次に掲げる事項に留意して行うものとする。

1 公正取引委員会及び名張警察署への通報等

(1) 通報先

①公正取引委員会事務総局中部事務所第一審査課

②名張警察署刑事課

(2) 公正取引委員会及び名張警察署への通報等は、談合情報に関連する資料送付について(様式第2号)により行うものとする。

なお、通報等の内容について公正取引委員会及び名張警察署から問い合わせに的確に対応が出来るよう担当者は、提出した資料を整理しておくものとする。

(3) 公正取引委員会及び名張警察署への通報資料

事情聴取後、公正取引委員会及び名張警察署へ事情聴取書、誓約書及び入札結果調書の写しを送付するものとする。また、入札を無効とした場合は、併せてその旨通知するものとする。

2 事情聴取の方法等

(1) 事情聴取は、総務部長、入札談合に関する情報に係る工事等を所掌する部長により行うものとし、必要に応じてその他の関係職員が参加して行うことができるものとする。

(2) 事情聴取は、事情聴取の対象者に対して個々に呼び出し時刻を設定するなどして、聴

き取りを行うものとする。

(3) 聴取結果については、事情聴取書（様式第3号）を作成するものとする。

3 誓約書の提出等

誓約書の提出にあたっては、事情聴取の対象者に対して、公正取引委員会及び名張警察署へも当該誓約書の写しを送付する旨説明するものとする。